証券コード 3688 (発送日) 2023年3月10日

(電子提供措置の開始日) 2023年3月1日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役会長 宇佐美 進典

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会へのご来場については、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、郵送又はインターネット等による議決権の行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。株主総会の模様は、株主の皆様へインターネットによるライブ配信を実施させていただきます(詳細は5頁に記載)。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト に「第24回定時株主総会」の株主総会資料として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/stock/)



また、電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスしていただき、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



#### [書面(郵送)で議決権を行使される場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月24日(金曜日)午後6時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等で議決権を行使される場合]

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」(4頁)をご参照のうえ、2023年3月 24日(金曜日)午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 2023年3月25日 (土曜日) 午前10時 (開場時刻 午前9時20分)
- 2.場 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号渋谷ソラスタ15階 当社会議室
- 3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第24期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2. 第24期 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

会社法改正により、電子提供措置事項について上記各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載の内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記各ウェブサイトに 掲載させていただきます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

日時

2023年3月25日 (十曜日) 午前10時(受付開始:午前9時20分)



## 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送くださ

行使期限

2023年3月24日 (金曜日) 午後6時30分到着分まで



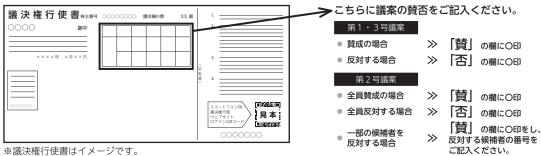
## インターネット等で議決 権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2023年3月24日 (金曜日) 午後6時30分入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお 取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

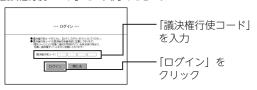
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



**2** 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



**3** 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

#### 機関投資家の皆様へ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会オンライン参加・事前質問の方法について

本総会は、Zoom Video Webinarを利用したライブ配信を実施し、株主の皆様にはオンラインで参加していただけます。ただし、本総会当日に議決権行使を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面又はインターネット等により、事前に議決権行使をお願いいたします。

また、オンラインで参加される株主様は、会社法上の出席株主に認められる質問(同法第314条)を行うことや動議を提出すること(同法第304条等)はできませんので、あらかじめご了承ください。

上記を御了承いただき、オンライン参加をご希望の株主様は、以下ご確認のうえご利用ください。

1. オンラインでの参加方法

下記ログインページよりパスコードをご入力ください。

ログインページ: https://cartahd.zoom.us/j/99311577895

<パスコード> Carta0325



#### 2. 事前質問受付について

下記お問い合わせページより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認のうえ、フォームよりご送信ください。

<お問い合わせページ> https://cartaholdings.co.jp/contact-ir/

<事前質問の受付期間> 2023年3月10日(金曜日)~2023年3月24日(金曜日)18時00分

- ※お問い合わせのタイトルは「株主総会事前質問」としてご質問をお願いします。
- ※株主総会に関連しないご質問や受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。
- ※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

#### 3. 注意事項

- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び 一時中断などの通信障害が発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ・上記 1 記載のログインページのURL及びパスコードを第三者に共有すること、ライブ配信された本総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

## 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社の定款の一部変更をお願いしたいと存じます。 提案の理由及び変更の内容は、次のとおりであります。

#### 1. 提案の理由

当社では、2019年より実施してきた経営統合への取り組みの最終段階として、2拠点に分散している東京のオフィス機能を統合し、虎ノ門ヒルズステーションタワーへと移転することといたしました。オフィス機能を移転・統合することにより柔軟で多様な働き方を可能とするワークプレイスの整備を進めていくとともに、リアルコミュニケーションにより創造力を高めていくことで、人材の持つ力をより引き出し価値創造へと繋げていきたいと考えております。

つきましては、本店を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都渋 谷区から東京都港区に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、2024年3月に開催を予定する第25回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする旨の附則を設けるとともに、効力発生日経過後に当該附則を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所を下線で示しております。)

現行	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置 く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置 く。
第8章 附則	第8章 附則
(新設)	(本店の所在地に関する経過措置) 第49条 第3条 (本店の所在地)の変更 は、2024年3月に開催を予定する第25回定 時株主総会までに開催される取締役会におい て決定する本店移転日をもって効力を生ずる ものとする。なお、本附則は、本店移転の効 力発生日経過後これを削除する。

### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新任の取締役1名を含む取締役7名(うち社外取締役3名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 * 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式数			
1	字佐美 進 典 (1972年10月12日) 【再任】	1996年 4 月 トーマツコンサルティング(株) (現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 入社 1999年10月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 設立 取締役 2002年 9 月 (株)アクシブドットコム (現 当社) 代表取締役社長兼CEO 2005年12月 (株)サイバーエージェント 取締役2019年 1 月 当社 代表取締役会長2022年 3 月 当社 代表取締役会長第CEO (現任) 2023年 1 月 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事 (現任)	1,989,154株			
	【取締役候補者とし7	c理由】				
	1999年に当社を設立し2002年から当社の代表取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。					

候補者 番号	が * 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式数				
2	新 澤 朝 男 (1973年4月4日) 【再任】	1997年 4 月 ソフトバンク㈱ 入社 1998年 5 月 ㈱サイバー・コミュニケーションズ 入社 2005年 1 月 同社 執行役 2010年 1 月 同社 代表取締役副社長最高執行責任者 2013年 6 月 同社 代表取締役社長最高経営責任者 2013年 6 月 一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 理事(現任) 2014年 7 月 ㈱サイバー・コミュニケーションズ 代表取締役社長最高経営責任者兼最高執行責任者 2015年 6 月 同社 代表取締役社長 2018年 1 月 ㈱電通デジタル 取締役(現任) 2018年 6 月 公益社団法人ACジャパン 理事(現任) 2019年 1 月 当社 代表取締役社長 2022年 3 月 当社 代表取締役社長兼COO(現任) (重要な兼職) (㈱電通デジタル 取締役	17,557株				
	【取締役候補者とした理由】     1998年に㈱サイバー・コミュニケーションズに入社後、2010年から代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。						

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式数			
3	永 岡 英 則 (1972年8月11日) 【再任】	1996年 4 月 (㈱コーポレイトディレクション 入社 2000年 5 月 (㈱アクシブドットコム (現 当社) 入社 2000年 9 月 (㈱アクシブドットコム (現 当社) 取締役CFO (現任) 2006年 6 月 豊証券㈱ 社外取締役 (現任)	372,084株			
3	【取締役候補者とした理由】 2000年に入社、同年から取締役として当社グループの事業拡大に貢献してまいりました。 2014年の当社の株式上場においてはCFOとして強いリーダーシップを発揮しております。当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。					
4	齋 藤 太 節 (1972年11月24日) 【再任・社外】	1995年4月 (株電通 入社 2005年5月 (株)dof設立 取締役 2009年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2014年12月 (株)VOYAGE GROUP (現 当社) 社外取締役 (現任) 2017年1月 (株)CC設立 取締役 (現任) 2019年6月 フォースタートアップス(株) 社外取締役 (現任) 2020年6月 (株)ZOZO 社外取締役 (現任) 2022年8月 Sansan(株) 社外取締役 (現任) (重要な兼職) (株)dof 代表取締役社長	一株			
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 広告業界での豊富な知見に加え、事業会社での幅広い経営経験を有しており、当社の経営全般に対する助言が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって8年3ヶ月となります。					

候補者 番号	、	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式数		
5	石 渡り 素 亮 之 渡 万希子 (1972年5月21日) 【再任・社外】	1995年4月 UBS証券㈱ 1998年9月 エル・ピー・エル日本証券㈱ (現 PWM 日本証券㈱) 2004年4月 ハートフォード生命保険㈱ 2007年4月 フィデリティ投信㈱ 2009年9月 ㈱B4F 営業統括責任者、Co-Founder 2015年4月 Farfetch Japan㈱ 代表取締役 2017年10月 Ignite Coaching and Consulting Pte. Ltd. Founder, Managing Director 2021年3月 当社 社外取締役 (現任) 2022年1月 Natural Leadership Coaching (Ignite Coaching and Consulting Pte. Ltd.より事業承継) Owner/Principal (現任)	一株		
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング、人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。				

<sup>※</sup>石渡万希子氏の戸籍上の氏名は村瀬万希子であります。

候補者 番号	芪	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式 数			
6	がた。なべ。 たがし 渡。辺。尚 (1964年12月11日) 【再任・社外】	1989年4月 (㈱テンポラリーセンター (現 ㈱パソナ) 入社 1989年10月 (㈱メディカルパワー (現 ㈱パソナ) 出向 1993年12月 (㈱人材交流システム機構 (現 ㈱パソナキャリア) 出向 1997年4月 (㈱パソナキャリアアセット(現 ㈱パソナキャリア) 代表取締役社長 2010年3月 (㈱パソナ 取締役副社長、 パソナキャリアカンパニー プレジデント 2010年8月 (㈱パソナグループ 取締役 2018年8月 同社 副社長執行役員 2022年3月 (㈱CLホールディングス 社外取締役 (現任) (重要な兼職) (㈱CLホールディングス 社外取締役	一株			
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 人材関連事業を中心とした企業経営やM&A、投資等に精通しており、当社の組織人材戦略をはじめ、採用、教育、研修等を含めた幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。					

候補者 番号	氏	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の 株式数
7	きた。はら、ただし 北 原 整 (1968年7月15日) 【新任】	1991年 4 月 ( 株 電通 入社 東京本社 雑誌局 1997年 5 月 同社 営業局 営業部 2010年12月 同社 営業局 営業部長 2017年 1 月 同社 営業局 局長補 2019年 1 月 同社 ビジネスプロデュース局長 2022年 1 月 同社 執行役員 (現任) 2022年 1 月 楽天データマーケティング(株) 取締役 (現 任) 2022年 1 月 (株電通デジタル 代表取締役 2022年12月 同社 取締役 (現任) (重要な兼職) (株電通 執行役員 楽天データマーケティング(株) 取締役 (株電通デジタル 取締役 (株電通デジタル 取締役 (株電通デジタル 取締役 (株)電通デジタル 取締役 (株)電通デジタル 取締役 (株) 1975年 19	一株
	【取締役候補者とした	- <b></b>	
	1991年に㈱電通に当執行役員を務める気い経験、知識に基づいただきたく、取締犯	に関する幅広	

- (注) 1. 当社グループは、新澤明男氏及び北原整氏が取締役を務める㈱電通デジタルとの間に、広告関連業務等の各種業務の委託等の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 齋藤太郎氏、石渡万希子氏、及び渡辺尚氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 当社は、齋藤太郎氏、石渡万希子氏、及び渡辺尚氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、北原整氏が選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
  - 5. 当社は、齋藤太郎氏、石渡万希子氏、及び渡辺尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、各氏を引き続き独立役員とする予定であります。
  - 6. 北原整氏は、過去10年以内において、当社親会社である㈱電通グループの子会社である㈱電通の 業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略 歴、地位、担当及び重要な兼職状況」欄に記載のとおりであります。
  - 7. ㈱電通(2019年当時)は、2020年1月1日付で純粋持株会社に移行し、商号を㈱電通グループに変更しております。一方、候補者の略歴に記載した㈱電通(2021年1月時点)は、㈱電通グループの100%子会社である㈱電通を指しております。
  - 8. ㈱VOYAGE GROUP (2018年当時) は、2019年1月1日付で純粋持株会社に移行し、商号を㈱ CARTA HOLDINGSに変更しております。

## 取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者の氏名	取締役候補者が有する主な専門性・経験等							
	企業	ファイナンス	M&A·	組織・	ガバナンス・	広告・	デジタル・	
	経営	ファイナンス	投資	人材	リスクマネジメント	マーケティング	テクノロジー	
宇佐美進典	•		•	•		•	•	
新澤・明男	•		•	•		•	•	
永岡 英則	•	•	•		•			
齋藤 太郎	•			•		•		
石渡 万希子	•			•		•		
渡辺 尚	•		•	•				
北原整	•			•	•	•	•	

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役曽我有信氏は、本株主総会終結の時をもって辞任いたします。 つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

1994年 4 月 ゼネラル石油㈱ 入社 大阪支店 2001年 5 月 Krannert Graduate School of	(生年月日)	名	略歴、地位及び重要な兼職状況	所有する 当社の 株式数
Management, Purdue University MBA 修了 2005年11月 エクソンモービル アジア太平洋地域 クレジット コントロールアドバイザー 2015年4月 ジクシス㈱ 内部統制部長 2016年5月 東燃ゼネラル石油㈱(現 ENEOS㈱) 統合推進・グループ経営管理準備室 シニアマネージャー 2016年10月 アマゾンジャパン合同会社 インターナル・オーディット・マネージャー	(1971年9月17日)	2001年5月 8 2005年11月 1 2015年4月 1 2016年5月 1 2016年10月 1 2019年8月 1 2021年4月 1 2022年10月 1 2023年1月 1 (重要な兼職)	Krannert Graduate School of Management, Purdue University MBA 修了 エクソンモービル アジア太平洋地域 クレジット コントロールアドバイザー ジクシス(株) 内部統制部長 東燃ゼネラル石油(株) (現 ENEOS(株)) 統合推進・グループ経営管理準備室 シニアマネージャーアマゾンジャパン合同会社 インターナル・オーディット・マネージャー日産自動車(株) 日本内部監査室長司社 チーフ・インターナル・オーディター(グローバルモノづくり 兼 日本・アセアン地域監査統括)株電通グループ DJN 内部監査オフィス エグゼクティブ・ディレクター司社 グループ内部監査オフィス エグゼクティブ・ディレクター司社 グループ内部監査オフィス エグゼクティブ・ディレクター司社 グループ内部監査オフィス エグゼクティブ・ディレクター	一株

#### 【監査役候補者とした理由】

複数会社における内部監査の経験を経た後、現在は㈱電通グループの国内事業を統括・支援するdentsu Japan(電通ジャパン)の執行役員 内部監査担当を務めております。複数会社での内部監査の経験及び専門性を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 波多野日出夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、波多野日出夫氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定です。
  - 3. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
  - 4. 波多野日出夫氏は、当社親会社である㈱電通グループの業務執行者であります。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職状況」欄に記載のとおりであります。

以上

## (添付資料)

## 事 業 報 告

(2022年1月1日から) 2022年12月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの主力事業が属するインターネット広告市場について、株式会社電通の調べによれば、2021年のインターネット広告費は、新型コロナウイルス感染症の影響が下半期にかけて緩和し、広告市場全体が大きく回復した結果、2兆7,052億円(前年比21.4%増)に達し、「マスコミ四媒体広告費」の総計2兆4,538億円を初めて上回りました。

また、「インターネット広告費」から「インターネット広告制作費」および「物販系ECプラットフォーム広告費」を除いた「インターネット広告媒体費」は、動画広告やソーシャル広告の伸びが成長を後押しし、2兆1,571億円(同22.8%増)となり、このうち、インターネット広告媒体費において取引の主流となっている運用型広告費は、1兆8,382億円(同26.3%増)となり、インターネット広告媒体費全体の85.2%となりました。

こうした環境のもと当社グループでは、①メディアコミュニケーションを中心に広告の販売及びソリューションを提供する「マーケティングソリューション事業」、②広告配信プラットフォームを運営する「アドプラットフォーム事業」、③メディア・ソリューションの提供や、EC・ゲーム・人材領域でのサービスを運営する「コンシューマー事業」の3セグメントにおいて事業を展開し、持続的な成長を実現するべく当社グループ全体での垂直統合を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高25,940百万円(前期比0.5%増)、営業利益は運用型テレビCMプラットフォーム「テレシー」やD2C領域での積極的な先行投資のため広告宣伝費が増加したこと等により2,418百万円(同51.4%減)、経常利益3,036百万円(同45.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益による特別利益を計上したこと等により3,035百万円(同2,2%減)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

また、当連結会計年度より、従来の「パートナーセールス事業」セグメントを「マーケティングソリューション事業」セグメントに名称を変更しているほか、組織再編に伴い、「マーケティングソリューション事業」セグメント及び「アドプラットフォーム事業」セグメントに含まれていた一部の事業について、両セグメント間で区分を変更しております。そのため、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

また、当連結会計年度より、組織再編に伴い、共通費の配賦方法を一部見直し、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、共通費の配賦方法の一部見直しによる影響が軽微であるため、変更前の共通費の配賦方法により開示しております。

#### ①マーケティングソリューション事業

マーケティングソリューション事業では、メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリューションの提供を行っております。運用型広告や販促・EC関連サービスへの取り組みに加え、自社商材・ソリューションの販売拡大等による新たな収益源の獲得や販売体制の強化への取り組みを行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるマーケティングソリューション事業の売上高は、大手広告主の広告出稿需要が落ち込んだこと等により11,712百万円(前期比6.1%減)、セグメント利益は、積極的な人員採用により人件費や採用費が増加したこと等により1,985百万円(同37.2%減)となりました。

## ②アドプラットフォーム事業

アドプラットフォーム事業では、運用型広告プラットフォームとして「Zucks」、「PORTO」、「テレシー」等の運営を、メディア支援サービスとして「fluct」等の運営を行っております。各プラットフォーム及びサービスにおける機能の向上・拡充に取り組むとともに、顧客企業の需要を取り込み、堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度におけるアドプラットフォーム事業の売上高は7,088百万円 (前期比6.3%増)、セグメント利益は、運用型テレビCMプラットフォーム「テレシー」の 積極的な先行投資のための広告宣伝費が増加したこと等により944百万円 (同37.1%減)となりました。

#### ③コンシューマー事業

コンシューマー事業では、「ECナビ」「PeX」「デジコ」を中心としたメディア・ソリューションの提供のほか、EC・ゲーム・人材領域等でのサービスの運営を行っております。メディア・ソリューションにおいては、既存メディアの規模拡大に取り組み、EC・ゲーム・人材領域等においては、特に成長しているD2C領域への取り組み強化を推進するための積極的な先行投資を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度におけるコンシューマー事業の売上高は7,176百万円(前期比7.2%増)、セグメント損失は、D2C領域での積極的な先行投資のため広告宣伝費が増加したこと等により511百万円(前期はセグメント利益312百万円)となりました。

#### <事業別売上高>

事業区分	第23期 (2021年12月期)		第24期 (2022年12月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
マーケティングソリューシ ョン事業	12,478	48.3	11,712	45.2	△766	△6.1
アドプラットフォーム事業	6,667	25.8	7,088	27.3	421	6.3
コンシューマー事 業	6,695	25.9	7,176	27.7	481	7.2
セグメント間の内部売上高 及 び振 替 高	△20	△0.1	△36	△0.1	△16	_
e 計	25,821	100.0	25,940	100.0	119	0.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は736百万円で、主要なものは業務用ノートパソコンの購入及び自社利用のソフトウェア開発への投資によるものであります。

- ③ 資金調達の状況 記載すべき重要な事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社は2022年1月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であった㈱VOYAGE GROUP及び㈱サイバー・コミュニケーションズを吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売	上	高(百万円)	26,158	22,487	25,821	25,940
経	常利	益(百万円)	3,812	3,335	5,614	3,036
親会	会社株主に帰原 期 純 利		2,139	1,781	3,104	3,035
1 株	き当たり当期系	純利益(円)	94.29	70.57	122.68	119.20
総	資	産(百万円)	50,621	49,259	55,376	50,440
純	資	産(百万円)	23,720	24,553	27,757	27,471
1 核	未当たり純資	<b>愛産額(円)</b>	921.43	967.47	1,070.34	1,080.42

<sup>(</sup>注) 第21期は決算期変更に伴い、2018年10月1日から2019年12月31日までの15ヶ月となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 (2021年12月期)	第 24 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売上高及び営	業 収 益(百万円)	1,292	3,094	3,167	9,116
経常和	益(百万円)	140	2,641	2,075	4,167
当 期 純	利 益(百万円)	125	2,630	2,134	6,992
1 株当たり当期	月純利益(円)	5.55	104.23	84.37	274.55
総資	産(百万円)	18,285	19,931	25,859	26,497
純資	産(百万円)	11,719	13,711	14,935	20,590
1 株当たり純	資産額(円)	460.32	543.90	577.71	793.57

<sup>(</sup>注) 第21期は決算期変更に伴い、2018年10月1日から2019年12月31日までの15ヶ月となっております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
㈱電通グループ	74,609百万円	53.42%	役員の兼任

(注) 当社は、㈱電通グループとの間で資本業務提携契約を締結しております。

#### 業務提携の内容

当社と㈱電通グループは、以下の事項に関する提携・協力の可能性について協議し、その具体化に向けて合理的な努力を行ってまいります。

- ①デジタル広告領域全体(ブランド広告及びパフォーマンス広告)におけるプラット フォームの強化及び連携の推進による収益性の向上
- ②オフラインメディアのデジタル化・事業構築の支援・推進
- ③広告主からメディアまでの垂直統合による事業拡大、並びに新たな成長及び競争優 位性の構築
- ④広告関連領域における独自ソリューションの強化及び業務効率化の推進
- ⑤事業領域を限定しない積極的な新規事業の検討及び拡大
- ⑥電通グループ内のシナジー及び資源の最適化の追求
- ⑦①乃至⑥に定めるほか、その可能性について協議すべき業務として、両社間で別途 合意するもの

## ② 親会社との取引に関する事項

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、業務内容を勘案 し、当事者間契約により合理的に決定しております。
- □. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由 当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経 て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

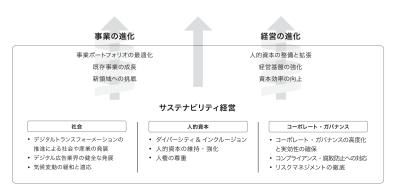
### ③ 重要な子会社の状況

会	社	名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株)CART COMM	A UNICATIO	NS	98百万円	100.0% (100.0%)	メディアコミュニケーションを中心に広 告枠の販売及びソリューションの提供
(株)Zucks		20百万円	100.0% (100.0%)	スマートフォン向け広告配信プラットフ ォーム「Zucks」の運営	
(株)fluct	(株)fluct 25百万円		100.0% (100.0%)	SSP [fluct] の運営	
(株)DIGIT	ALIO		99百万円	100.0% (100.0%)	「ECナビ」や「PeX」を中心としたポ イントを活用した自社メディアの運営

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含む計26社であり、持分法適用関連会 社は8社であります。
  - 2. 議決権比率の欄の()内は間接保有比率であり内数であります。
  - 3. ㈱VOYAGE MARKETINGは、2022年1月1日付で㈱DIGITALIOに社名変更しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社では、2023年2月13日に公表した中期経営方針の通り、サステナビリティ経営という 土台の上に、事業の進化と経営の進化といった両輪での取り組みを行っていくことにより、パーパスである「人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。」の実現を目指しております。



人の想いで、人と未来の可能性を、拓いていく。

これまで当社は、2019年より実施している経営統合プロセスとして、経営理念・パーパスの策定、グループ再編による意思決定プロセス・権限の最適化、人事制度・評価制度の一本化、会計制度・経営管理制度の統一、情報システム基盤の共通化及びコーポレート機能の集約といった取り組みを進めてまいりました。2023年12月には経営統合の最終段階として、渋谷と東銀座の2拠点に分散している東京のオフィス機能を統合し、虎ノ門ヒルズステーションタワーへと移転することといたしました。柔軟で多様な働き方を可能とするワークプレイスの整備を進めていくとともに、物理的にも統合された新たなオフィスにおけるリアルコミュニケーションにより創造力を高めていくことで、人材の持つ力をより引き出し価値創造へと繋げていきたいと考えております。

また、事業面における構造改革として、従来のマーケティングソリューション事業とアドプラットフォーム事業を2023年よりデジタルマーケティング事業へ統合いたします。デジタルマーケティング領域での全体戦略を描き、体制の最適化及び強化を図ります。また、当社の強みである専門性やプロダクト開発力を引き続き強化していくとともに、広告主や広告会社を起点とした事業構造への転換を推し進めてまいります。従来のコンシューマー事業については、インターネット関連サービス事業へと名称を変更いたします。デジタルマーケティング事業の有するナレッジ及びケイパビリティの活用や連携による成長を目指していくことに加え、不採算事業からの撤退等による収益構造の改善への取り組みを進めてまいります。

### (5) 主要な事業内容(2022年12月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
マーケティング ソリューション事業	メディアコミュニケーションを中心に広告枠の販売及びソリュー ションの提供
アドプラットフォーム事業	広告配信プラットフォーム「Zucks」、SSP「fluct」 等の運営
コンシューマー事業	「ECナビ」や「PeX」を中心としたポイントを活用した自社メディアの運営等

当事業年度において従来の「パートナーセールス事業」セグメントを「マーケティングソリューション事業」セグメントに名称変更しております。

## (6) 主要な事業所等(2022年12月31日現在)

① 当社

本
---

#### ② 子会社

㈱CARTA COMMUNICATIONS	東京都中央区
(株)Zucks	東京都渋谷区
㈱fluct	東京都渋谷区
㈱DIGITALIO	東京都渋谷区

㈱VOYAGE MARKETINGは、2022年1月1日付で㈱DIGITALIOに社名変更しております。

#### (7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区	分	使	用	人	数	前期末比増減
マーケティングソリューシ	ョン事業				712名	51名
アドプラットフォー	ム事業				265名	△29名
コンシューマー	事業				178名	28名
全 社 ( 共	通 )				205名	43名
合	計				1,360名	93名

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含めております。
  - 2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。
  - 3. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない部門に所属しているものであります。
  - 4. 当連結会計年度において従来の「パートナーセールス事業」セグメントを「マーケティングソリューション事業」セグメントに名称変更しております。
  - 5. マーケティングソリューション事業の使用人数の増減の主な要因は、主に当連結会計年度より、組織再編に伴い、従来「アドプラットフォーム事業」セグメントに含まれていた一部の事業を「マーケティングソリューション事業」セグメントに区分を変更したことによるものであります。そのため、アドプラットフォーム事業セグメントは若干の減少となりますが、上記の区分変更の影響を除くと増員しております。

#### ② 当社の使用人の状況

使 用	人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
	205名	179名増	38.7歳	9.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。
  - 2. 使用人数には、アルバイト及び派遣社員等の人数は含んでおりません。
  - 3. 平均勤続年数は、当社への出向者等については、出向元会社での勤続年数を通算しております。
  - 4. 当事業年度による使用人数の増加の主な要因は、当社の連結子会社であった㈱ VOYAGE GROUP及び㈱サイバー・コミュニケーションズを吸収合併したことによるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借			入			先	借	入	額
(株)	Ξ	井	住	友	銀	行			8百万円

### 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 40,000,000株

② 発行済株式の総数 25,163,971株

③ 株主数 9,664名

④ 大株主

株	名	持株	数	持	株	比	率
			株				%
㈱電通グループ		13,44	41,506	53.42			.42
宇佐美 進典		1,98	39,154			7.	.90
(株)日本カストディ銀行(信託口)		1,46	53,100			5.	.81
日本マスタートラスト信託銀行㈱(	86	51,300			3.	.42	
NORTHERN TRUST CO. E I EDU UCITS CLIEN EATY ACCOUNT 15. 31	49	98,900			1.	.98	
CARTA HOLDINGS社員持株会	CARTA HOLDINGS社員持株会					1.	.98
NORTHERN TRUST CO. E UKAIAIF CLIENTS ING 10PCT TREATY A	47	73,900			1.	.88	
石橋 拓朗	4.5	54,000			1.	.80	
永岡 英則	37	72,084			1.	.48	
永井 詳二		36	58,800			1.	.47

#### (注) 自己株式は保有しておりません。

## ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	5,873株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告33頁「2. (3)④ 取締役及び監査役の報酬等」 に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ② その他新株予約権等の状況 (2022年12月31日現在)

(2022年12月31日5年1	
	第9回新株予約権
発 行 決 議	日 2019年2月14日
新 株 予 約 権 の 総	数 1,930個
	的数 193,000株
	的 普通株式
新 株 予 約 権 の 払 込 金 (新 株 予 約 権 1 個 当 た り	額 1,487円
新 株 予 約 権 の 払 込 期	日 2019年3月29日
	株額 1,074円
新 株 予 約 権 の 行 使 期	間 2021年4月1日から 2024年3月31日まで
に お け る 増 加 す	り 合 資本金 733円 る 資本準備金 733円 金
新株予約権の行使の条	件 (別記)
割当	先 当社の取締役 及び従業員

## (別記) 新株予約権の行使の条件

- 1. 対象者が、権利行使時においても当社及び当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
- 2. 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めると ころによる。

### (3) 会社役員の状況

① **取締役及び監査役の状況** (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宇佐美進典	
代表取締役社長	新澤明男	(株)電通デジタル 取締役
取締役CFO	永 岡 英 則	
取 締 役	齋 藤 太 郎	㈱dof 代表取締役社長
取 締 役	高島宏平	オイシックス・ラ・大地㈱ 代表取締役社長
取 締 役	山口修治	(㈱電通グループ 電通ジャパンネットワーク 執行役員 (㈱電通 執行役員
取 締 役	石渡万希子	
取 締 役	渡辺尚	
常勤監査役	野口營成	
監 査 役	茂田井 純 一	㈱アカウンティング・アシスト 代表取締役
監 査 役	曽 我 有 信	㈱電通グループ 代表取締役副社長執行役員 CFO

- (注) 1. 取締役齋藤太郎氏、高島宏平氏、石渡万希子氏、渡辺尚氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役野□誉成氏、茂田井純一氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 取締役齋藤太郎氏、高島宏平氏、石渡万希子氏、渡辺尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
  - 5. 監査役野口営成氏、茂田井純一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役、社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、監査役、並びに子会社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社が保険料を全額負担する条件で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用を当該保険契約にて補填いたします。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の 決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、社外取締役を含む非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割、貢献度、在任年数に応じて他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 業績連動報酬等(非金銭報酬等を含む。)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業務執行の成果に対する意識を高めるため、取締役会で決定する業績指標を反映した現金報酬、譲渡制限付株式報酬及び株式報酬としての募集新株予約権となります。

現金報酬及び譲渡制限付株式報酬は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。目標となる業績指標の値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

株式報酬としての募集新株予約権は、有償発行の業績連動型新株予約権とし、定期的な発行はしないものとし、経営上の必要に応じて、当社の取締役会(法令により求められる場合は当社の株主総会)にて、当該募集新株予約権の発行、及びその内容を決定します。

2. 金銭報酬の額又は業績連動報酬等(非金銭報酬等を含む。)の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会にて報酬体系を定め、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長の合議により、当該報酬体系の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長宇佐美進典及び代表取締役社長新澤明男がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各事業年度の業績指標の目標値の決定、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与(業績連動報酬等のうち、現金報酬及び譲渡制限付株式報酬)の評価配分とします。なお、業績連動報酬等のうち、株式報酬としての募集新株予約権は、取締役会にて取締役個人別の割当数を決定します。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額

X	分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)							対象となる
			基	本	報	酬	業報	績 連 酬	動等	役員の員数 (名)
取 紹 (うち社外	帝 役 卜取締役)	125 (17)				18 17)			6 (-)	7 (4)
監 査 (うち社外	章 役 ∤監査役)	19 (19)			(	17 17)			1 (1)	2 (2)
合 (うち社:	計 外 役 員)	144 (36)				36 34)			7 (1)	9 (6)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額 (△は戻入額) として計上した額△8 百万円を含んでおります。
  - 2. 上表には、当事業年度中に役員に対する譲渡制限付株式報酬費用として計上した額6百万円を含んでおります。なお、非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式であります。
  - 3. 取締役のうち、山口修治氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
  - 4. 監査役のうち、曽我有信氏に対しては、役員報酬等を支払っておりません。
  - 5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
  - 6. 取締役の報酬は、2014年3月27日開催の臨時株主総会の決議により、報酬総額を年額 200百万円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名 であります。また、監査役の報酬は、2009年8月31日開催の臨時株主総会の決議によ り、報酬総額を年額20百万円以内と定めております。なお、当該株主総会終結時点の 監査役の員数は2名であります。
  - 7. 業績連動報酬等に係る指標は営業利益であり、当事業年度における目標値は55億円で達成率は44%でした。当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を測る指標として適切と考えられるためです。業績連動報酬は、当該指標の目標値及び目標の達成度合いによる変動率を取締役会の決議により予め決定し、当該指標の実績値をもって業績連動報酬の総額を決定しております。
  - 8. 当社は、2017年12月9日開催の第19回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対し、業績連動報酬の一部及び当社の企業価値向上のための中長期的なインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内(ただし、使用人兼務取締

役の使用人分給与は含みません。)としております。本制度に係る報酬枠を現在の報酬枠の内枠として設定することにつき、株主の皆様に承認を頂いております。なお、当該株主総会終結時点において、対象取締役の員数は5名であります。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役齋藤太郎氏は、㈱dofの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役高島宏平氏は、オイシックス・ラ・大地㈱の代表取締役社長であります。当社と 兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役茂田井純一氏は、㈱アカウンティング・アシストの代表取締役であります。当社 と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### 口. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要				
取締役 齋 藤	太郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を主導しております。				
取締役 高 島	宏平	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。				
取締役石渡	万 希 子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を担っております。				

,	
	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 渡 辺 岩	2022年3月26日に選任されてから、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、任意の諮問機関として設置している指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関する助言や監督機能を担っております。
監査役 野 🗆 誉 成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、内部監査の豊富な経験と知識に基づき、必要な発言を行っております。
監査役 茂田井 純 -	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から、必要な発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	68百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、取締役からの資料の入手、会計監査人への聴取に基づき、過去の監査 実績、監査計画、報酬見積の内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法 第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人が解任された旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断 した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関 する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。事業成長や資本効率の改善等による持続的な企業価値の向上に努めるとともに、継続的な安定配当及び機動的な自己株式取得を実施していくことを株主還元の基本方針としております。配当額に関しましては、DOE(注)5%を目安に決定し、長期安定かつ継続増配としていくことを目指しております。自己株式取得に関しましては、東京証券取引所の新市場区分における「プライム市場」の上場基準のひとつである流通株式比率35%の維持を目安として、実施していくこととしております。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当期の剰余金の配当については、1株当たり54円(うち中間配当27円)とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

(注) DOE(自己資本配当率):年間配当総額÷自己資本

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	38,364	流動負債	21,841
現 金 及 び 預 金	16,101	買掛金	14,855
売 掛 金	15,796	賞 与 引 当 金	12
有 価 証 券	180	ポイント引当金	472
商品	83	預り金	3,463
貯 蔵 品	577	短期借入金	147
その他	5,646	一年内返済予定の 長期借入金	8
貸倒引当金	△20	そ の 他	2,882
   固定資産	12,075	固定負債	1,127
有形固定資産	1,515	資産除去債務	238
建 物	1,031	繰延税金負債	563
工具、器具及び備品	403	そ の 他	325
リース資産	22	負債合計	22,969
	56	(純資産の部)	26.680
		株 主 資 本     資 本 金	26,689 1,514
無形固定資産	3,975		12,434
の れ ん	1,521	類 本 素 示 並     利 益 剰 余 金	12,741
その他	2,454	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	498
投資その他の資産	6,584	その他有価証券評価差額金	482
投 資 有 価 証 券	4,611	為替換算調整勘定	15
繰 延 税 金 資 産	87	新株子約権	75
そ の 他	1,886	非支配株主持分	207
貸倒引当金	△0	純 資 産 合 計	27,471
資 産 合 計	50,440	負債・純資産合計	50,440

連結損益計算書 ( 2022年1月1日から 2022年12月31日まで)

科目		金	額
売 上 高			25,940
売 上 原 価			2,751
売 上 総 利	益		23,189
販売費及び一般管理費			20,771
営 業 利	益		2,418
営業外収益			
受取利息及び配当	金	64	
投 資 事 業 組 合 運 用	益	48	
為替差	益	157	
持分法による投資利	益	103	
賃貸解約関係収	入	283	
その	他	40	698
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	1	
投資事業組合運用	損	61	
その	他	17	79
経 常 利	益		3,036
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却	益	1,221	
持 分 変 動 利	益	680	
関係会社株式売却	益	116	2,017
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却	損	23	
投資有価証券評価	損	39	
減 損 損	失	157	
前 渡 金 評 価	損	135	355
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		4,698
法人税、住民税及び事業		1,207	
法 人 税 等 調 整	額	389	1,596
当 期 純 利	益		3,102
非支配株主に帰属する当期純利			66
親会社株主に帰属する当期純和	」益		3,035

### 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	15,288	流 動 負 債	5,552
現金及び預金	10,881	未 払 金	236
関係会社未収入金	1,147	関係会社未払金	229
関係会社短期貸付金	1,019	関係会社短期借入金	4,624
そ の 他	2,239	未払法人税等	94
固 定 資 産	11,209	賞 与 引 当 金	12
有 形 固 定 資 産	1,514	そ の 他	356
建物	1,031	固 定 負 債	355
工具、器具及び備品	403	資 産 除 去 債 務	238
建設仮勘定	56	繰 延 税 金 負 債	99
リース資産	22	そ の 他	17
土 地	0	負 債 合 計	5,907
無形固定資産	21	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	6	株 主 資 本	19,969
ソフトウェア仮勘定	13	資 本 金	1,514
そ の 他	1	資本 剰 余 金	10,330
投資その他の資産	9,672	資 本 準 備 金	10,330
投 資 有 価 証 券	2,010	利 益 剰 余 金	8,125
関係会社株式	5,779	その他利益剰余金	8,125
関係会社長期貸付金	1,252	繰越利益剰余金	8,125
敷 金	1,815	評価・換算差額等	544
そ の 他	36	その他有価証券評価差額金	544
貸 倒 引 当 金	△1,223	新 株 予 約 権	75
		純 資 産 合 計	20,590
資 産 合 計	26,497	負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,497

### 損益計算書

2022年1月1日から ) 2022年12月31日まで )

	Ŧ	4			金	額
営		業収	益			
	経	営指	導	料	4,507	
	関	係 会 社 受 取	配当	金	4,608	9,116
営		業費	用			
	販	売 費 及 び 一 般	管 理	費	4,367	4,367
	営	業  利		益		4,748
営		業 外 収	益			
	受	取 利 息 及 び	配当	金	35	
	投	資 事 業 組 合	運用	益	55	
	賃	貸 解 約 関 係	系 収	入	283	
	そ	$\mathcal{O}$		他	40	414
営		業 外 費	用			
	支	払 利		息	8	
	貸	倒 引 当 金	繰	入	905	
	投	資 事 業 組 合	運用	損	64	
		己 株 式 取 得	景 費	用	3	
	そ	$\mathcal{O}$		他	13	994
	経	常利		益		4,167
特		別利	益			
	投		売 却	益	1,747	
	抱	合 株 式 消 源	或 差	益	1,673	
	関		売 却	益	72	3,493
特			失			
	古	定 資 産 除	却	損	14	
	関	係 会 社 株 式	評価	損	29	43
	税	引前当期	屯 利	益		7,617
	法	人税、住民税及で	び事業	税	405	
	法	人 税 等 調	整	額	219	624
	当	期純	利	益		6,992

#### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社CARTA HOLDINGS 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 健太郎 業務執行社員 公認会計士 新 垣 康 平 業務執行社員 公認会計士 新 垣 康 平

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、株式会社CARTA HOLDINGS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視 することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

### 計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社CARTA HOLDINGS 取締役会 御中

## 有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸 田 健太郎業務執行社員 公認会計士 丸 田 健太郎指定有限責任社員 公認会計士 新 垣 康 平業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CARTA HOLDINGSの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査役会の監査報告

#### 

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 Web会議システムやチャットツール等の手段を活用し、取締役、内部監査部門その他の使用人等 と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実 施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及 び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加 えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会) 等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしまし た。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

#### 株式会社CARTA HOLDINGS 監査役会

常	勤	監	査	役	野		誉	成	
監		査		役	茂E	田 井	純	_	
監		査		役	曽	我	有	信	

(注) 監査役のうち、野口営成及び監査役茂田井純一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 第24回 定時株主総会 会場ご案内図

#### 会 場

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ15階 当社会議室

#### 交通のご案内

・JR山手線/JR埼京線/JR湘南新宿ライン/東京メトロ銀座線/ 東京メトロ半蔵門線/東京メトロ副都心線/東急東横線/ 東急田園都市線/京王井の頭線 各線 「渋谷駅」徒歩6分

株主総会へのご来場については、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、郵送又はインターネット等による議決権の行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

